

矢板市公共施設等総合管理計画改定支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

矢板市公共施設等総合管理計画改定支援業務委託（以下「本業務」という。）

2 目的

本件プロポーザルは、矢板市公共施設等総合管理計画改定支援業務を委託するに当たり、価格のみによる競争ではなく、当該業務に対する取組姿勢及び実施体制などの遂行能力を総合的に評価した上で、当該業務の履行に最も適した者を契約候補者として選定することを目的として実施するものである。

3 業務概要

(1) 業務の内容

別紙「矢板市公共施設等総合管理計画改定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 提案上限額

5,346,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 主な実施スケジュール

内容	期間等
実施の公告（募集開始）	令和8年4月24日（金）
質問の受付	令和8年4月24日（金）～令和8年5月27日（水）12時
質問に対する回答	随時、市公式ウェブサイトに掲載
参加申込書提出期限	令和8年5月27日（水）17時
企画提案書等提出期限	令和8年6月4日（木）17時
プレゼンテーション等 日時の通知（メール）	令和8年6月10日（水）までに （一次審査がある場合、審査結果を併せて通知）
プレゼンテーション、 審査委員会	令和8年6月17日（水）（予定）
選定結果の通知	令和8年6月下旬予定

## 5 参加資格要件について

この要領に基づき実施する本件プロポーザルに参加できる者は、単独企業とし、次の要件をすべて満たす法人その他の団体であって、本業務を的確に遂行することができる能力を有する者とする。

- (1) 本市の令和7・8年度入札参加資格者名簿（物品等納入（N-9 計画策定・支援））に登録されている者であること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な業務経験を有する者を従事させることができること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと、及び同条第2項の規定に基づく矢板市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (4) 矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年6月8日制定）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定による再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は特定の公職者（候補者を含む。）や政党を推薦、支持若しくは反対する目的の団体ではないこと。
- (7) 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）に規定する暴力団又は役職員が暴力団員等ではないこと。
- (8) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。

## 6 実施要領・仕様書・様式の公表

本件プロポーザルの公募開始後、矢板市公式ウェブサイト上に実施要領及び仕様書を掲載する。併せて各様式、参考資料を掲載するのでダウンロードして使用すること。

- (1) 掲載場所  
市公式ウェブサイト（<https://www.city.yaita.tochigi.jp/>）
- (2) 掲載日  
令和8年4月24日（金）
- (3) 掲載書類
  - ① 実施要領・仕様書
    - ア 矢板市公共施設等総合管理計画改定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領
    - イ 矢板市公共施設等総合管理計画改定支援業務委託仕様書
  - ② 様式
    - ア 様式1 参加申込書
    - イ 様式2 質問書
    - ウ 様式3 会社概要等

- エ 様式 4 業務実績調書
- オ 様式 5 業務実施体制表
- カ 様式 6-1 配置予定技術者調書（業務主任技術者）
- キ 様式 6-2 配置予定技術者調書（担当技術者）
- ク 様式 6-3 配置予定技術者調書（照査技術者）
- ケ 様式 7 協力業者等調書
- コ 様式 8 企画提案書
- サ 様式 9 見積書
- シ 様式 10 参加辞退届

## 7 参加申込

本件プロポーザルへ参加を希望する事業者は、この要領に記載された事項を全て了知のうえ、次のとおり参加申込書を提出すること。

### (1) 提出書類

参加申込書（様式 1）

### (2) 提出方法

- ① 第 19 項記載の問合せ先に持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、簡易書留とすること。
- ② 持参の場合は、平日 9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時までとする。

### (3) 提出期限

令和 8 年 5 月 27 日（水）17 時必着

いかなる理由があっても、提出期限の経過後は書類を受け付けない。

## 8 質問の受付及び回答

本件プロポーザルに関する企画提案書その他の提出資料の作成に関する事項について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

### (1) 質問の提出方法

第 19 項記載の問合せ先メールアドレス宛に質問書（様式 2）を提出すること。なお、電子メール以外の方法による質問は一切受け付けない。

件名は「【質問：矢板市公共施設等総合管理計画改定支援業務委託】事業者名」とすること。

### (2) 質問の受付期間

令和 8 年 4 月 24 日（金）から令和 8 年 5 月 27 日（水）12 時まで（必着）

### (3) 質問の回答方法

事業者間の公平を期すため、質問に対する回答は全て市公式ウェブサイト上に掲載し、公表する。この場合において、質問内容を要約、分割又は統合し回答することがある。

(4) 質問の回答期限

随時、市公式ウェブサイトにて回答する。

(5) 留意事項

審査その他の意思決定に関わる事項の質問は受け付けない。なお、質問の有無は、本件プロポーザルの審査に一切影響を与えない。

9 事業者からの参加辞退

(1) 参加辞退の方法

参加申込書を提出した日以後に本件プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに第 19 項記載の問合せ先に辞退の旨を電子メールで通知するとともに、参加辞退届（様式 10）を提出すること。

(2) 留意事項

ア 参加辞退届提出後の撤回は認めない。

イ 参加を辞退した場合であっても、既に提出した書類等は返却しない。また、参加辞退に起因して生じる損害は全て事業者の負担とする。

10 提案書の内容

本件プロポーザルの提案書に求めるものは次のとおりとする。正本・副本をそれぞれ 1 冊のファイルにまとめること。なお、インデックス等利用し、わかりやすくまとめること。

(1) 会社概要等（様式 3）

※ 当該様式の内容を満たすパンフレット等でも可

(2) 業務実績調書（様式 4）

※ 受託実績が確認できる資料（契約書等の写し（契約日、業務名、契約相手方がわかる部分のみ）等）を添付すること。

※ 過去 10 年間（契約日が平成 28 年 4 月 1 日以降）で、地方公共団体における公共施設等総合管理計画策定または改定業務の受託実績を記入すること。

(3) 業務実施体制表（様式 5）

(4) 配置予定技術者調書

① 業務主任技術者（様式 6-1）

② 担当技術者（様式 6-2）

③ 照査技術者（様式 6-3）

※ 本業務に有益と考える業務 5 件まで記載可

(5) 協力業者等調書（様式 7）

(6) 本業務工程スケジュール（任意様式）

(7) 企画提案書 表紙（様式 8）

(8) 企画提案書（任意様式）

※ 矢板市公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月版）、施設類型ごとの個別施設計画、

矢板市公共施設再配置計画等を十分に踏まえ、企画提案すること。

※ 上記計画については市公式ウェブサイト参照のこと。

- (9) 資料をPDFデータにしたもの CD 等
- (10) 見積書（様式9）

見積額の算出根拠等詳細について、別途見積内訳を添付すること。

## 11 提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書はA4判サイズとし、A3判用紙は、A4判サイズに折り込むこと。
- (2) 企画提案書は1者1提案とする。
- (3) 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。
- (4) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (5) 企画提案書は、矢板市情報公開条例（平成14年3月矢板市条例第6号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (6) 市は、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。
- (7) 企画提案書の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルの参加に要する経費は全て事業者の負担とする。
- (8) 企画提案書の著作権は事業者に帰属するが、矢板市が必要な範囲で自由に使用し、又は必要かつ適正な範囲で改変して使用できるものとする。企画提案書を提出したときに事業者が使用の許諾をしたものとみなす。
- (9) 企画提案書に含まれる著作権、特許など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任は事業者が負う。

## 12 選定の方式

### (1) 審査基準

P9、10「別表」のとおり

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ① 企画提案書等の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ② 実施 予定日：令和8年6月17日（水）
  - ア 当日の出席者は、5名以内とする。
  - イ プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル、電源は矢板市で用意する。
  - ウ パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意する。
  - エ その他、詳細については別途通知する。
- ③ 参加者が多数の場合には、書類審査による一次審査を行うこととする。一次審査については、企画提案をした事業者が特定できない形式で行う。
- ④ ③の場合、その採点結果上位者を一次審査合格者として決定した後、当該合格者を対象とした二次審査としてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ⑤ 参加者が1者の場合でもプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

### 13 審査の実施

#### (1) 審査の実施主体

- ① 本件プロポーザルの審査は、審査委員会が実施する。
- ② 審査を公平公正に実施するため、委員の所属、氏名その他の情報は公表しない。

#### (2) 審査の基準

- ① 審査は審査要領に従い実施するものとし、その基準の概要は別表記載のとおりとする。
- ② 本件プロポーザルの配点は100点満点とし、獲得点数が60点未満の事業者は失格とする。

#### (3) 事業者が1社の場合

- ① 企画提案書を提出した事業者が1社の場合であっても、審査委員会を実施する。
- ② 提案価格（配点10点）以外の項目で審査を行い、90点満点中、獲得点数が54点未満の事業者は失格とする。

#### (4) 審査方法及び結果の決定

- ① 審査は、プレゼンテーション及び質疑応答により実施する。（企画提案書到着順）
- ② 獲得点数の順に順位を決定し、第1順位の事業者を優先交渉権者とする。
- ③ 獲得点数が同点の場合は見積書記載の価格が低い事業者を上位とし、見積書記載の価格も同じ場合は審査委員長の採点結果が高い事業者を上位とし、審査委員長の採点結果も同じ場合はくじ引きにより上位を決定する。

#### (5) 結果の通知

各事業者に獲得点数及び順位を通知する。なお、第1順位の優先交渉権者となった事業者名は、市公式ウェブサイト上で公表する。

#### (6) 審査過程等の不開示

審査委員会による審査過程及び審査結果の詳細については、矢板市情報公開条例（平成14年矢板市条例第6号）第8条第4号により、不開示とする。

### 14 プレゼンテーション及び質疑応答の実施

#### (1) 開催日時及び場所（予定）

令和8年6月17日（水） 矢板市役所本館3階 第一委員会室  
開始時間等の詳細は、事業者に別途通知する。

#### (2) タイムスケジュール（予定、参加事業者数により変動の可能性あり）

- ① 準備 5分以内
- ② プレゼンテーション 20分以内
- ③ 質疑等 15分以内
- ④ 撤収 質疑等の終了から5分以内

### 15 選定結果の通知及び公表

- (1) 契約候補者選定後、全参加事業者に選定又は非選定の結果を通知する。

通知予定日：令和8年6月下旬

- (2) 参加者への通知後、選定結果について以下のとおり市公式ウェブサイトに公表する。
  - ① 契約候補者の名称及び当該契約候補者に対し付けた合計評価点
  - ② ①以外のプレゼンテーション参加者に対し付けた合計評価点（社名非公表）

## 16 契約の締結

- (1) 本業務の委託先の決定

審査結果の通知後速やかに、優先交渉権者と契約締結に向けて契約内容の協議を行う。優先交渉権者との協議が不調となった場合は交渉を打ち切り、第2順位の事業者と交渉を行う。

- (2) 契約の方法

随意契約とする。

- (3) 留意事項

ア 企画提案書等に記載され審査の過程で評価した項目は、原則として契約の際の仕様に反映する。

イ 本業務の遂行に必要と認める内容について、事業者との協議により見積書記載の額を超えない範囲で項目を追加、変更又は削除することがある。

ウ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合、参加者に対して、市は一切の責任を負わないものとする。

## 17 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。失格になったことに起因して生じる損害について、矢板市は一切責任を負わない。

- (1) 参加申込書の提出日以後に第5項の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
- (3) 提出書類が、定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- (4) 提出した書類の記載内容に虚偽の内容が含まれる場合（単なる誤字脱字は含まない。また、事業者の責によらない理由による軽微な錯誤があった場合は、審査委員会の判断により失格としないことができる。）
- (5) 提案書等の内容が実現不可能又は実現困難であると審査委員会が判断した場合
- (6) 見積書記載の額が提案上限額を超過している場合又は見積書の提出後に金額を訂正した場合
- (7) プロポーザル審査委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を行った場合
- (8) プレゼンテーションに出席しなかった場合又は指定した時間にプレゼンテーションを開始できなかった場合
- (9) 他社の提案図書を盗用した疑いがある場合
- (10) 本件プロポーザルの選考結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

- (1) その他、実施要領に違反すると認められた場合

## 18 その他

- (1) 本件プロポーザルに参加しようとする事業者は、この要領その他本件プロポーザルに関し公表されている事項を全て了知し、承諾したうえで参加申込書を提出すること。
- (2) 本業務の内容は、別に定める矢板市公共施設等総合管理計画改定支援業務委託仕様書のとおりとする。
- (3) 本業務の全部委託は認めない。

## 19 問合せ先

〒329-2192

栃木県矢板市本町5番4号

矢板市 総合政策部 財政課 管財庁舎整備室

担 当 : 大谷、高瀬

電 話 : 0287-47-6566

ファクス : 0287-43-2292

メール : [kanzai@city.yaita.tochigi.jp](mailto:kanzai@city.yaita.tochigi.jp)

別表（第12項関係）

審査項目 【評価対象】	評価基準	配点
業務実績 【業務実績調書】	○過去10年間（契約日が平成28年4月1日以降）で、地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」の策定または改定業務の受託実績を評価する。	10
企画提案(1) 本業務に対する実施体制について 【業務実施体制表、配置技術者調書、企画提案書】	○下記のことについて総合的に評価する。 ・配置予定技術者の実績が十分にあるか ・配置予定技術者の各種実績が本業務に有益であるか ・市担当者との打合せ体制や進捗管理体制が十分に確保されているか ・取組意欲が高く、本市の要望等にも柔軟に対応する姿勢が見られるか ・委託業務の内容をどのように認識し、どのように取り組むのかを提案しているか	10
企画提案(2) 業務の理解度・現状認識について 【企画提案書】	○下記の提案方法が、本市への提案として理解度・現状認識等があるか評価する。 ・矢板市の地域特性（人口減少、財政状況等）や、現行計画の課題を的確に把握・分析しているか ・すでに策定されている「個別施設計画」の内容を、総合管理計画に反映・統合させるための具体的な手法が示されているか	20
企画提案(3) 業務の進め方や提案について 【企画提案書】	○下記の提案方法が、効率的、効果的であり、本市への提案として妥当性があるか評価する ・仕様書第5項「業務の内容」に関する検討・整理の方法について適切に提案しているか ・その他、必要と思われる業務について提案しているか	20
企画提案(4) スケジュール・工程計画について 【本業務工程スケジュール】	○下記のことについて総合的に評価する。 ・履行期間内に業務を完了するための、無理のない適切なスケジュールとなっているか ・検討会等の時期が適切に設定されているか	20
プレゼンテーション	○下記のことについて総合的に評価する。 ・企画提案書の内容をわかりやすく説明しているか ・業務内容を十分に理解し、質疑に対する的確かつ簡潔明瞭に回答しているか	10
提案価格 【見積書】	○見積価格は技術提案内容を勘案して、その品質確保の観点で妥当かつ競争力のあるものかどうかを評価する。 ①獲得点数は、見積価格を次により点数化した点数とする。 獲得点数 = 配点*0.5*(Pmax-Pi)/(Pmax-Pmin) +配点*0.5*(Pmin/Pi) Pi：当該事業者の見積価格 Pmax：見積上限額(5,346千円) Pmin：最低見積価格 ※小数点以下四捨五入とする。 ②不当な低入札価格と認める場合(概ね他の事業者の平均見積価格の1/2以下の額)は、獲得点数を減点することがある。 ③参加事業者が1社の場合は、提案価格は審査項目に含めない。	10
	合計（満点）	100

備考

- 1 審査委員会の委員は、各審査項目の評価基準に記載された視点でそれぞれ自由に採点する。
- 2 各審査項目の点数は、審査委員会の委員が採点した点数を単純平均し小数点以下を四捨五入した点数（0点から配点まで）とする。
- 3 事業者の獲得点数は、各審査項目の点数を合計した点数とする。
- 4 限られた時間での審査となるので、企画提案書に記載した内容はプレゼンテーションの際に説明を省略したとしても評価の対象とする。ただし、企画提案書の記載内容とプレゼンテーションの内容又は質疑応答による説明の内容に齟齬があると認めるときは、必要な加点、減点を行うことがある。